

久米島仲地

タビネ

学童クラブ

入会のしおり

タビノネ学童クラブとは

2020 年に開所された学童クラブです（当時銭田）。2023 年春に仲地へ引っ越し、子どもたちの「やってみたい」を大切に、たっぷり遊び、たっぷり休める、たくさん挑戦して、たくさん失敗できる、そんな居場所を目指しています。

タビノネ 3つのネ

旅の根

この根は、地域に根ざす根。
この根は、腰をかけ休める根。
この根は、育ちを支える根。
この根は、日常を豊かにする根。

旅の音

その音は、出会いの音。
その音は、どきどきの音。
その音は、一歩踏み出す音。
その音は、非日常に響く音。

旅のね

このねは、「あのね」のね。
このねは、見ての「あのね」。
このねは、聞いての「あのね」。

子どもも大人も、安心して過ごせる場所、安心して過ごせる人がいるからこそ、
少し背伸びして、勇気を出して、一歩を踏み出せます。
平凡な日常も、挑戦や失敗も、「あのね」と話したくなる人と場所、誰かのその一つに、
タビノネ学童クラブがなれたなら、これ以上の喜びはありません。

タビノネが大切にすること（基本指針）

▷子どもの声を聴く、子どもが参加する

子どもたちにとって居心地のいい場所にするためには、子どもたちの声を聴くことが欠かせません。子どもが安心して気持ちを伝えられる関係を築きます。

子どもはかざりでも、おまけでもありません。子ども自身が参加し、暮らしや遊びをつくり、選択し、決定する主体です。その中で、子どもたちはたくさん安心して失敗でき、また何度でもやり直すことができる場所をつくります。

▷子どものままに自分のままにいられる場所をつくる

今しかない子どもの時間・子どもの時代をたっぷり味わうことを大切にします。友だちと野原を駆け回る時間も、何もせずぼんやり山や海を眺める時間も、悩み、揺れる時間も保障され、大人たちは奪いません。子どもたちの得意なこと、苦手なこと、その中にある発達のねがいを認め合い、子どものままに、自分のままにいられる場所をつくります。

▷地域に関わり社会とつながる

大人も子どもも、地域の一員として、地域に住む人たちと話し、協力し合います。すべての子どもが安心して暮らし、のびのび遊ぶことができるまちづくり、全ての大人が安心して子育てできるまちづくりに参加します。

島外から訪れる人や文化と交流します。自分たちの住む島を知るだけでなく、自分たちとは違う社会や世界とも、すすんで出会いにいくことを大切にします。

タビノネの保育理念

▷気持ちに寄り添い遊びきる

楽しい、面白いと感じ、遊ぶのは子ども自身です。一人一人の興味関心の根を広げ、遊ぶことそのものを大切にします。大人も面白がりながら、見守り、時にもっと楽しく面白くできないか一緒に考えます。熱中と飽きを繰り返しながらも、その度にその子が遊びきる支援を行います。すべての一歩目となる「やってみたい」「遊んでみたい」という子どもの気持ちをつかみ、大切に育みます。

▷たっぷり休みたっぴり怠ける

遊ぶ時間が大切にされるように、子どもが心も体も休める時間、何もせずにぼーっとする時間、怠ける時間も大切にされ、奪いません。たとえ緊張した日々を過ごしても、学童へ帰って来ればホッと一息つくことができる、そんな居場所づくりを行います。

▷集団内の困りごとを大切にする

暮らしの中で起きる困りごとや衝突、葛藤、折り合いをつける機会は、自分も他者もよりご機嫌、快適に過ごすための合意をつくる機会として大切にされます。他者の思いに触れ、自分の気持ちを伝える機会であり、自分たちで解決する機会でもあります。大人が何でも先回りをして、集団の中の経験を奪うことはしません。

▷自然の中で長く多様な経験をする

身近な自然の中で、冒険、観察、手入れ、休息など多様な経験を長い期間をかけて積み重ねます。時には不思議なことや、怖い思いもするかもしれません。そんな経験も含めて、自然の中で味わうことのできる感覚や気持ちを大切にします。

▷食の経験を味わう

食べることだけではない、多様な食の経験を大切にします。大勢で食べる。

芝生の上で食べる。自分たちで畑を耕し、育て、収穫し、調理する。今まで知

らなかった食べ物や料理を人や本から知る。食材に触り、観察し、匂いを嗅

ぐ。食材や料理、食器などを通して他の国や地域の文化に触れる。出てきたものをただ食べるだけでなく、食への興味を持てるきっかけや、食べるまでの物語、食べた後の物語を知るきっかけとなる経験を大切にします。

タビノネ学童倫理綱領

1 子どもの最善の利益

子どもの最善の利益を保育現場で実現するように求め、子どもを愛し、保護します

2 人権尊重

子どもや保護者の人権を十分に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重します

3 虐待の禁止

体罰や言葉の暴力、放置等の子どもの心身に苦痛となる行為を禁止し、それ以外の応答を研鑽、実行し、また周囲へ周知を行います

4 差別の禁止

国籍、出身地域、家庭環境、経済状況、容姿、年齢、障害の有無、ジェンダー、信条又は社会的な身分などによる一切の差別を禁止し、公正な運営に努めます

5 個人情報の適正管理

職務上知り得た個人及び家族の情報を適切に管理し、利用者のプライバシーを保護します

6 専門性の追求

学童期の子どもの保育に関わる専門の知識と技能を身につけ、維持し、高める研修、研鑽に努めます

7 信頼関係の構築

地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対して当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明し、信頼関係を構築するよう努めます

8 公共性の自覚

事業の社会的責任や公共性を自覚し、維持します

9 自己評価と開示

その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めます

学童クラブ・学童保育（放課後児童健全育成事業）とは

①目的および役割

学童保育（正式名称：放課後児童健全育成事業）は小学校及び盲・ろう・特別支援学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了した放課後及び土曜日、春・夏・冬の長期休みにおいて、家庭に代わる児童の生活の場と遊びの場を保障し、適切な遊びや支援を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。また、子ども一人ひとりの発達の特徴などを理解したスタッフが勤務し、保護者や学校、地域と連携して子どもの育ちと、保護者の仕事等と子育ての両立を支援する包括的な取り組みです。

②学童保育の法的根拠

児童福祉法で1997年「放課後健全育成事業」として位置づけられ、公的な学童保育は国内法、国際条約に準拠して行われます。

第1条

「全て児童は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

第6条の3第2項

「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

久米島町においては久米島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（2014年12月19日条例第26号）と久米島町放課後児童健全育成事業実施規則（2018年2月16日規則第1号）が制定され、2020年から事業が開始しています。

入会申請に必要な書類

①入会申請書

*申請児童 1 人につき 1 部をご提出下さい。

②就労等の状況を証明する書類

*兄弟姉妹 2 人以上を申請する場合、保護者 1 人につき各 1 部の提出で受け付けます。

*各ご家庭に合った提出書類は次の表をご確認ください。

保護者の状況	必要書類	内容
会社等で雇用されている方	就労証明書	勤務先で記入をお願いします。 *勤務実態について不明点がある場合は勤務先に問い合わせる場合があります。 *2025 年 4 月 1 日現在で育児休業中の場合は対象外。ただし、2025 年 4 月中に復職予定の方は対象とし、就労証明書に復職予定日を記入し就労証明書をご提出下さい。

自営業・事業主・内職の方	就労証明書・ 自営の状況の分かる 資料	ご自身で就労証明書に状況をご記入の上、開業届や最新の確定申告の写し等、添付下さい。
疾病（入院や療養等の方）	申立書・診断書	ご自身で申立書に状況をご記入の上、診断書等を添付下さい。
障害のある方	申立書・手帳の写し・ 診断書	ご自身で申立書に状況を記入下さい。併せて各種手帳・診断書の写しを添付下さい。
看護・介護をしている方	申立書・ 看護、介護をしている ことが分かる資料	ご自身で申立書に状況をご記入の上、診断書や介護証明書等を添付下さい。
就学・就学のための技能習得をしている方	申立書・在学証明書・ 授業日程証明書	ご自身で申立書に状況を記入し、在学証明書、時間割表やカリキュラムを添付下さい。
求職活動中または採用内定の方	申立書・就労証明書	ご自身で申立書に状況を記入の上、就労証明書に状況をご記入下さい。
災害	申立書・り災証明書	ご自身で申立書に状況をご記入の上、り災証明書の写しを併せて添付下さい。
妊娠	申立書・親子健康手帳	ご自身で申立書に状況をご記入の上、親子健康手帳の分娩予定日が記載されている頁の写しを添付下さい。

入会期間

2025年4月1日～2026年3月31日

*年度毎に入会申請が必要です。

開所日

月曜日～土曜日

開所時間

・平日： 12：00～19：00

・学校休業日（土曜・長期休暇中・振替休日等）： 8：00～19：00

・前延長： 7：40～7：59

***「学童保育活動」の範囲と定義**

平日：送迎車乗車以降から児童を保護者に引き渡すまで

土曜及び長期休暇：児童を保護者から預かり引き渡すまで

閉所日

- ①日曜日／祝日
- ②慰霊の日（６月２３日）
- ③台風等災害、感染症等による臨時休校
- ④年末年始（１２月２９日～１月３日）
- ⑤（感染症等で）職員配置が条例基準に満たない日
- ⑥３月３１日（予定）
- ⑦上記以外に事業者が閉所と定めた日

持ち物① 【毎日持ってきてほしいもの】

・水筒

※特に土曜や長期休みの時に忘れないようご注意ください

持ち物② 【学童で預かり保管するもの】

・着替え一式以上（下着も必ず）

・タオル1枚以上

・帽子

・サンダル（靴）

※細かいものにもすべて名前を明記してください

※持ち帰った場合には補充してください

※学童に貸し出し用の着替えはありますが、下着のみ買取り(100 円)となります

★お家で使わない工作資材（テープ、折り紙、厚紙、絵具、筆など）や手芸

資材（布、毛糸など）ありましたら随時ご提供受け付けています！

持ち物の注意

（１）おもちゃ

・学童の時間は異年齢の子どもの直接の関わり合い、自然の中での遊びを基礎とし

た生活づくりを重視する為、ゲーム機器類（ハイテク電子機器、スマホ等）の持

ち込みは原則禁止とさせていただきます。その他、私物（アナログおもちゃも含

む）を持ってくる場合には、①他の子が「貸して」「やりたい」と言ったら貸せ

るものか、②破損、紛失しても大丈夫か、③安全に遊べるものか、などを本人に

(場合によっては保護者にも) 確認いたします。

(2) お金

- ・ 不要なトラブルを防止するため金銭の持ち込みも禁止とさせていただきます。
- ・ どうしても金銭を持たせる必要がある際には必ずスタッフにお声掛けください。

(3) お菓子

- ・ アレルギー源の混入の観点から、特別持ち込む必要のない児童のお菓子の持ち込みは原則禁止とさせていただきます。

連絡方法・内容① 【タビノネ→保護者】

日常の連絡：直接、電話、LINE、（メール）

月の出欠席：LINE で Google フォーム URL 添付（毎月）

月の写真：LINE で Google フォト URL 添付（毎月）

お便り／ミニ通信：LINE で画像共有（不定期）

連絡方法・内容② 【保護者→タビノネ】

▷月ごとの出欠席／昼食希望

Google フォームを使って1ヶ月ごとに欠席の予定をご提出していただきます。変

更がある場合には、必ず保護者の方より学童クラブへ直接ご連絡下さい。

*児童本人や友達から欠席を口頭で伝えることはご遠慮ください。

〈Google フォーム使用の流れ〉

1、学童から翌月の欠席／昼食希望を選択する Google フォームを送信します

2、送られてきたフォームに回答していただきます

*直後にご自身の回答内容が返信されてきますので保存をお願いします

3、回答後に変更がある場合は前月の回答期限日までにお願いします

※当月に入ってから直接か LINE、お電話で変更のご連絡をお願いします

▷当日の欠席連絡

基本的に当日の変更連絡は電話をお願いします。

お仕事やご家庭の事情からお電話が難しい場合は【平日→12：00まで、

土曜・長期休暇等→9：00まで】は LINE でのご連絡も可能といたします。

※なお、平日は概ね10：30から、土曜長期休暇等は概ね7：30から電話対応
ができます。

※出欠席の変更は送迎車両／ルートに直接響くため、変更がわかった際には、極力

早めのご連絡にご協力お願いいたします。

▷申請情報変更の連絡

入会後に氏名、住所、緊急時連絡先、勤務先などに変更があった場合にはご連絡い

ただき、「変更届」を提出していただきます。

TEL : 080-6498-2574

MAIL : tabinonegakudou@gmail.com

LINE : @654voaww



タビノネ公式 LINE

昼食・おやつ

▷昼食

土曜日と学校休業期間中（春・夏・冬休み）は希望する児童に対し、昼食を

提供します。希望されない児童は必ずお弁当の持参をお願いします。

※**学校振替休日**や**臨時休校時**については、昼食提供はありませんので必ずお

弁当の持参をお願いします

※その他の日も、職員状況などによっては、昼食提供のないことがございま

すので、月々の予定を確認し、お弁当のご用意をお願いします

- ・申し込み：前月中旬以降に送られてくる Google フォームで申し込む
- ・キャンセル：欠席等何らかの事情で昼食利用をキャンセルする場合は以下の料金がかかりますのでご理解の上お申し込みください。

→前日までに昼食利用キャンセル …¥ 0

→当日昼食利用をキャンセル …¥ 3 0 0

*昼食の種類によっては前日より前に変更、キャンセルの期限が来ることもございます。

- ・お弁当の代わりに現金を持たせることはご遠慮ください。

▷おやつ（補食）

平日は 15:00 以降、登所した子どもたちから順次おやつを提供します。土曜や長期休暇は 15:00 にまとまっておやつを提供します。

- ・おやつはタビノネ内での手作りのものと既製品どちらも提供しています。
- ・アレルギー対応児童以外のおやつの持ち込みはご遠慮ください。

▷アレルギー

アレルギーがある場合は、「アレルギー状況連絡票」（及びエピペン依頼書）をご提出下さい。昼食とおやつの提供についてご相談させていただきます。

利用料

1人あたりの月額利用料は以下の**ア～ケ**を合算した金額です。

*兄弟姉妹で利用している場合は合算請求となります。

*月によっては行事費をいただく場合があります。

ア.月額保育料

¥ 6 0 0 0

*出欠に関わらず在籍期間中は納付が必要です。

*年度途中で退所する場合は退所日の属する月の月末までに「退所届」を学童クラブへ提出下さい。届出がない場合、利用料が発生しますのでご注意下さい。

*月途中の入退会、休会は日割り計算となります。

*利用料に滞納分がある（兄弟姉妹含）場合、翌年度利用ができない場合があります。

*生活保護受給世帯は全額免除、児童扶養／就学援助受給世帯は月額半額又は、
4,000 円のどちらか少ない額が減額されます。

イ.月額おやつ代

¥ 2 0 0 0

*月の補食代及び補食活動のために管理・運用します。

*月途中の入退会、休会は日割り計算となります。

ウ.土曜・学校休業期間中の昼食代

¥ 3 0 0 / 1 食

*昼食代として運営管理します。希望されない方はお弁当持参とします。

*原則当日キャンセルの場合は料金が発生します。

エ.延長利用料

¥ 1 0 0 / 1 回 【延長】 7 : 4 0 ~ 7 : 5 9

オ.長期休暇の加算保育料

春休み ¥ 1 5 0 0 （4 月利用料へ加算） ¥ 1 5 0 0 円 （3 月利用料へ加算）

夏休み ￥2000（7月利用料へ加算） ￥4000（8月利用料へ加算）

冬休み ￥1000（1月利用料へ加算）

*利用実績がある月は納付が必要です。日割りはありません。

カ.運営費

￥500

*施設管理、安全管理等の運営費とします。

*利用実績がある月は納付が必要です。日割りはありません。

キ.送迎運営費

￥1000

*児童扶養／就学援助受給世帯：￥500、生活保護受給世帯：全額免除

*利用実績がある月は納付が必要です。日割りはありません。

ク.入会費

￥5000

*入会月にのみ加算されます。

ケ.諸会費

¥ 1 0 0

*地域催事等のために運用されます。

〈納付方法〉

納付方法は原則琉球銀行の口座引き落としです。

払込日は翌月 25 日です。（金融機関等の休日にあたる場合は原則翌営業日）

*残高不足などが理由で引き落としが実行されなかった場合には、月末までに現金手渡しでお支払いいただきます。

休会

年度途中で休会する場合は「休会届」をご提出ください。休会は概ね最長 2 ヶ月を目安としています。入会待機状況によってそれ以上の休会をご遠慮いただきます。

保険

入会児童は傷害保険（**スポーツ安全保険 [A1]** と **児童クラブ共済制度 [B型]**）に加入します。同保険は送迎中、及び保育活動中の事故に対して保証されるものです。

学童で負担、加入手続きを行います。

*学童はその他に児童クラブ共済制度の賠償責任保険とスポーツ安全協会のスポーツ文化法人責任保険、及び各スタッフがスポーツ安全保険、児童員クラブ共済制度へ加入します。

*「離島の学童」のため、仮に怪我をしてしまった後の費用負担など鑑み、一般的な学童がかける保険よりも種類が多くなっています。

▷スポーツ安全保険 A1

〈損害保険 保険金額〉

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
A1	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

〈賠償責任保険 支払限度額〉

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円

〈突然死葬祭費用保険 支払限度額〉

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	葬祭費用 180万円

▷児童クラブ共済制度 B 型／児童クラブ賠償責任保険

◆登録児童の傷害(ケガ)の補償 (財団の傷害保険および特約と保険会社の普通傷害保険および特約で構成されています。)

保険金の種類	A型の保険金額と保険料			B型の保険金額と保険料		
		うち 財団部分	うち 保険会社部分		うち 財団部分	うち 保険会社部分
死亡・後遺障害保険金額	300万円	210万円	90万円	1,000万円	630万円	370万円
入院保険金日額	5,000円	4,000円	1,000円	7,500円	6,000円	1,500円
手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 ② ①以外の手術の場合			[入院保険金日額] × 10 [入院保険金日額] × 5		
通院保険金日額	2,000円	1,500円	500円	3,000円	2,000円	1,000円
療養保険金 (30日以上療養)	2万円 (財団の保険部分のみ)			3万円 (財団の保険部分のみ)		
登録児童1名あたりの保険料 (12か月分)	1,620円	うち 財団部分 1,070円	うち 保険会社部分 550円	3,240円	うち 財団部分 1,793円	うち 保険会社部分 1,447円

(注) 財団の特約 留守家庭児童団体傷害保険特約 保険会社の特約 留守家庭児童団体傷害保険特約 (準記名式契約)
熱中症危険補償特約
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

◆児童クラブの賠償責任の補償 (保険会社の施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険で構成されています。)

◀補償内容▶

施設所有(管理)者賠償責任保険 (児童クラブの施設・運営・管理上の不備による事故等)

区 分	保険金支払限度額
身 体 障 害	1名5,000万円、1事故3億円(免責金額1事故1,000円)
財 物 損 壊	1事故500万円(免責金額1事故1,000円)

生産物賠償責任保険 (児童クラブが提供した飲食物に起因する事故(製造者に責任がある場合を除きます。)等)

区 分	保険金支払限度額
身 体 障 害	1名5,000万円、1事故3億円、保険期間中3億円 (免責金額1事故1,000円)

◀保険料▶

登録児童1名あたりの保険料	200円
---------------	------

(注) 賠償責任の補償のみのご加入はできません。「傷害(ケガ)の補償」とのセットでご加入ください。

▷スポーツ文化法人責任保険

1. 保険金をお支払いする場合

- ① 被保険者▶1が日本国内において行う社会教育活動▶2
- ② 上記①を行うために被保険者が所有、使用または管理する動産

に起因して補償期間中（P.5 IV 補償期間をご覧ください。）に日本国内で発生した事故▶3について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

2. 支払限度額および免責金額

1事故に対し、次の金額を限度にお支払いします。
なお、対人賠償、対物賠償それぞれ1事故に対し、免責金額▶6は3万円となります。

対人賠償、対物賠償合算：1事故	5億円
ただし、対人賠償は	1人 1億円

対象となる事故の例



被保険者が運営する競技大会での落雷事故により、参加者が傷害を負い、雷鳴を認識しながら大会を中断しなかったとして被保険者が損害賠償責任を負う場合

送迎

授業終了後、学校から学童まで送迎を行います。学童から自宅までは保護者のお迎え

が必要です。土曜日や長期休暇中等期間中は送迎がございません。送り迎えをお願い

します。習い事には、保護者もしくは関係者の送り迎えが必要です。一度抜けた場合

でも各自送迎していただければ、再度登所することが可能です。

*保護者以外の送迎（例：保護者同士の送迎協力、ファミサポ）も可能です。その場合

には必ず事前にご連絡ください。

*学童送迎車では必ずシートベルトを着用してから出発するため、ご家庭でもお声かけ

のご協力をお願いします。

*送迎時もできる限り児童に寄り添う形で対策と対応をいたしますが、送迎車へ乗車ができない（乗車拒否、急な居残りによる遅れ等）場合には、次のような対応となることをご理解いただきます。

- ・ 後続の送迎に影響が生じる場合は、職員の判断で児童に学校待機を伝えた上で、出発させていただく場合があります。
- ・ 送迎車への乗車ができず、児童が学校に残ることになった場合は、その間の安全面の責任は学童側で負うことはできません。
- ・ 送迎車は出発前に必ず児童の着席、シートベルト着用を確認し発車します。着席およびシートベルト着用を拒否する場合は、送迎を行えません。

（シートベルト着用拒否または着用後に勝手に外してしまう、運転中に席を立ってしまうなど、安全に送迎できない場合は、送迎方法について個別ご相談させていただきます。）

宿題

タビノネは子どもが落ち着いて机に向かえる環境や、子ども同士学び合える環境をつくりたいと考えていますが、宿題を必ずやらなければいけない、またはやらせる場所ではありません。

①子どもたちの自己決定と主体性を尊重します。宿題は各学級の先生との約束ではありますが、時間や場所、そもそもやるかやらないのかを自分で考え決めることも保障したいと考えています。職員は状況に応じて声をかけ、子どもの気持ちに寄り添った支援したいと思います。

②学習面でのつまずきへ専門性を持った学習支援はできません。しかし、学習のつまずきは子どもの生活そのものへ影響します。その視点から、学習で困っているポイントを支援するために保護者・学校と情報共有を行う場合がございます。

また、悔しさや揺れる心に寄り添い見守ること、勉強だけでない世界を共に発見し楽しむこと、勉強につまずいても存在を丸ごと肯定される場所をつくること、これは我々に出来ることであり、学童（福祉事業）の可能性だと考えます。

③「宿題をする」ことが、「遊ぶ」ことや「休む」ことよりも素晴らしく、「遊ぶ」こと「休む」ことが「宿題をする」よりもダメなこと、という物差しは用いられません。

④各家庭の事情で宿題への不安などある時にはご相談ください。上記のように子どもの自己決定や意向を大切にしながら、それぞれのご家庭の支援のかたちを共に模索したいと考えています。

育成支援の内容

子どもたちは毎日の暮らしの中で様々な経験を通して学び、成長・発達していきます。子どもたちがのびのび遊び、しっかり休める学童の暮らしを共につくります。

子どもたちの「やってみたい」を大切に、遊びのきっかけ作りや、遊びがさらに面白くなるための環境づくりを行い、子どもたちとよく話し、観察しながら見守ります。

〈主な内容〉

自由遊び：子どもたちの「やってみたい」を大切に、遊びきる手伝いを行います

自然遊び：水遊びや泥遊び、植物や生き物を観察し触れ合います

ものづくり：木工や手芸など道具の使い方を教わりながら創作を楽しみます

おやつづくり：時間のある1日保育時などに子どもたちと一緒に作ります

畑・田づくり：庭で畑を、地域で田んぼを行います（仮）

地域活動：地域の「しごと」を手伝い、行事に参加します

学童以外の子どもたちも一緒に遊べる機会を作ります

環境活動：ビーチクリーンや森林調査、赤土流出防止活動を行います

表現活動：書く・描く・奏でる・演じるなど、様々な自己表現の手段を身近にします

行事に関してご協力のお願い

年間を通して各種行事には保護者の参加やご協力を必要とします。様々な活動を通して保護者とスタッフが連携していけるよう、交流や行事を企画していく予定です。学童での子どもたちの様子を知る機会としてもぜひ積極的にご参加ください。

〈生活・行事予定〉

月	ねらい	行事（案及び実例）
4	人・場所・生活に慣れる。	安全指導、仲地散策、安全指導、避難訓練、地域交流、個人面談など
5		
6	自分の好きな遊びを見つけ、梅雨に向けて室内遊びを増や	地域交流、避難訓練、親子レク交流会、水・泥遊び、子ども夏まつり、映画鑑賞
7		

8	す。夏休みに慣れ、休みながら遊ぶ。長期的かつ長期間の取り組みへ挑戦する。	会、長い創作活動、ビーチクリーン、謎解き宝探し、ボードゲーム大会、島遊び、染物など
9	夏休みの過ごし方から学校と	マルシェ、種まき祭、地域交流、読み聞
10	学童の生活へなれる。夏休み	かせ会、避難訓練、ハロウィン地域散
11	との連続性を楽しむ、振り返る。そして冬へつなげる。	策、地域交流、ボードゲーム大会、グリーンベルト体験、個人面談など
12	仲地地域の自然に触れ、集団	保護者会、クリスマス会、望年会、地域
1	遊びを楽しむ。今年度に取り	交流、火を囲む会、収穫祭、地域交流、
2	組んだことを改めて振り返	年間活動報告、卒所の会など
3	り、自分と友達の成長を感じる、認め合う、労う。	

特別支援が必要な児童の受け入れ

療育手帳、診断名の有無に限らず、心理士・小児科医等の支援助言、及び保/幼/小学校にて個別支援・加配が必要とされている場合には、保護者から事前に情報提供のご

協力をお願いしています。合理的な配慮のため具体的な事柄について、事前の聞き取りや面談を実施、情報提供のお願いをする場合があります。

台風時の対応

原則として、久米島町教育委員会及び各学校の取り決めに準ずるものとします。

〈学校登校日〉

ア. 暴風警報が発令されている場合・・・・・・・・・・・・・**休所**

イ. 正午（12：00）までに暴風警報の解除があった場合・・・・・・・・・・・・・**開所**

①学校給食 **有**→通常の下校時間に学童の送迎車で登所

②学校給食 **無**→ご家庭で昼食をお済ませの上14：00以降に保護者送迎で登所

ウ. 正午（12：00）以降に暴風警報が解除となった場合・・・・・・・・・・・・・**休所**

エ. 学校登校後に暴風警報が発令され下校することになった場合・・・・・・・・・・・・・**休所**

オ. 暴風警報が発令されていない場合でも途中で下校となった場合・・・・・・・・・・・・・**休所**

〈長期休暇・学校休校日〉

暴風警報が発令されている場合は**休所**となります。ただし解除になった場合の対応については以下の通りです。

ア. 6：30までに暴風警報が解除された場合・・・**通常通り8：00開所**

イ. 12：00以前に暴風警報が解除された場合・・・**14：00開所**

ウ. 12：00以降に暴風警報が解除された場合・・・**休所**

〈学童保育中〉

学童保育中に暴風警報が発令された場合・・・**閉所**

→ 一斉にご連絡をいたしますので、お迎えをお願いいたします

***台風の状況によっては、上記の取り決めに関係なく休所する場合もございます。**

病気・感染症疾患

新型コロナウイルス感染症対策

登所時（送迎時）に児童、スタッフの検温を行います。

手洗い、手指アルコール消毒、室内車内の換気、アルコール消毒を実施します。

マスクの着用は人権に配慮しつつ個人の裁量となります。

町の対策対応を基本としつつ、随時管轄課と連携協議しながら対応します。

新型コロナウイルスに罹患した場合の登所

罹患された場合には極力早く学童へご連絡ください。

『保育所における感染症対策ガイドライン』により「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過すること」（無症状の感染者の場合は検体採取日を 0 日として 5 日を経過すること）と定められており、学童においてもこの間は登所・通所をお控えいただきます。（2024 年 1 月現在）

*新型コロナウイルスの罹患の有無に限らず風邪症状がございましたら、その旨ご連絡の上、登所はお控えいただきます。くれぐれも体調で気になる点があるときには無理をせず、また遠慮なくお伝えいただければと思います。

*各ご家庭におかれましても、学童以外の時間も感染対策に十分注意を払っていただき、学童での生活に関してもご理解ご協力をお願いします。

保育中に体調不良を訴えた（発見した）場合

児童の状態を見ながら、静養スペースで休養させます。

発熱した場合は **37.5℃**を基準とし、保護者へ連絡しお迎えをお願いいたします。

症状によっては発熱基準に関わらずご連絡をする場合がございます。

投薬

クラブでは、原則として自発的処置としての投薬はいたしません。

投薬の必要がある場合には、各家庭の責任のもと薬を持参し、必ずスタッフに相談してください。とんぷく薬についても同様です。

伝染性疾患について

伝染性疾患（インフルエンザ・腸炎等）の疑いがある場合には、病院での受診をお願いいたします。

児童が病気により学校を休んでいる場合には、基本的に学童クラブでの保育は致しかねます。罹患後は医師の許可を得てから登所してください。

*学童への登所停止期間は学校保健法に準じます

※第二種感染症（学校保健安全法）に罹患した場合の登所

学校保健安全法に定められている*第二種感染症（飛沫感染するもので児童間拡大しやすいもの）に罹患した場合は、早期に学童へご報告お願いいたします。保護者の皆さんへ情報共有させていただきます。罹患中は学校と同様の基準で登所を控えていただ

き、登所再開は治療証明書（学校提出用のコピー）を提出いただくか、医師の判断で

感染の恐れがないと認められてから登所が可能となります。

*第二種感染症:インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

〈学級閉鎖・学校閉鎖時における児童の受け入れ〉

学級閉鎖のクラスに在籍しているが症状がない児童について

→感染予防のため、その学級の児童は「うつらない、うつさない」の学級閉鎖の

意図に沿って登所はお控えいただくようご協力お願いします。

災害時の避難場所

保育中に地震や津波などの災害が起こった場合の避難場所は、仲地公民館（久米島町

指定緊急避難場所）となります。

児童虐待等防止

タビノネ学童では利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を置き、スタッフに対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。また虐待が発生または疑われる場合は、迅速かつ的確な対応と関係機関への通告をいたします。

個人情報保護

タビノネ学童ではその業務上知り得た子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱いいたします。

要望・苦情窓口

私たちは子どもたちがタビノネ学童でのびのび、いきいき過ごし、且つ保護者の皆さんが安心してお子さまを預けていただけるよう最善を尽くします。

運営全般について気になる事、ご意見、ご要望等があればいつでも気軽にお声掛けください。お電話はタビノネ学童（TEL：080-6498-2574 責任者：池川広太）へお問い合わせください。

減額・減免について

以下のいずれかの事由にあてはまる場合、保育料免除・減額を申請できます。

事由	保育料	備考
生活保護受給世帯	全額免除	保育料免除申請書を提出
児童扶養手当受給世帯	月額保育料の半額又は、 4,000 円のどちらか少ない額を減額	保育料免除申請書を提出
就学援助受給世帯		保育料免除申請書を提出

保育料免除・減額を希望する方は「久米島町放課後児童クラブ保育料金免除申請書」

を入所申請時に、入所申請書と併せてご提出下さい。申請されない場合は条件を満た

していても減額・免除されませんのでご注意ください

送迎時の一時停車場

送迎の際には、**仲地公民館の駐車場に一時停車**していただきますようお願いいたします。地域の方のご理解とご協力のもと公民館が利用できています。安全に丁寧にご利用ください。

くれぐれも学童前の路上駐車はご遠慮ください。

地域行事や学童行事の際には仲地農村公園内（ウシマー）や職員駐車場へお願いする場合があります。

年間通して地域の方とも話しながら安全な場所・方法を模索していくことになります。そのため年度途中で変更やお願いもあるかとは思いますが、何卒ご理解お願いいたします。

